

韓国で高病原性鳥インフルエンザが続発！！

昨年度の韓国での発生は、日本と同じH5N6亜型が主流でしたが、ここに来てH5N8亜型の発生が目立つようになりました。

6月2日（金）以降、韓国では13件の事例が報告されており（H5N8亜型9件、H5亜型4件）、うち5件は日本に最も近い済州島での発生でした。

国内での発生から一段落したところですが、定期的な家きん舎の点検を含め、飼養衛生管理基準の遵守、特に、下記事項の確認をお願いします。

記

- 1 防鳥ネットの点検・補修、野生動物の侵入防止対策
- 2 農場および家きん舎出入口等における消毒の徹底
- 3 異常家きんの早期発見・早期通報の徹底

韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2017年6月以降）



家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

問い合わせ先；中央家畜保健衛生所 担当：山脇、森田、鬼塚

TEL：0957-25-1331 FAX：0957-25-1332

Eメール s34510@pref.nagasaki.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.d1.dion.ne.jp/~ckahongs>